

特定非営利活動法人京田辺シュタイナー学校 定款(改正後全文)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人京田辺シュタイナー学校と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人の事務所は、京都府京田辺市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、地域社会に開かれたシュタイナー学校を設立・運営することを中核として、教育を必要とする人々に対し、ルドルフ・シュタイナーの教育理念に基づく諸事業を行うことをもって、子どもや大人の全人的な成長に寄与することを目的とする。

ここで言うシュタイナー教育理念とは、芸術的要素に満たされた教育の実現により、人間の成長段階に応じて強い意志、豊かな感情、伸びやかな思考を養うことを目指すものである。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動

(事 業)

第5条 この法人は、特定非営利活動法別表に示される活動に基づき、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① シュタイナー教育の理念に基づく教育実践活動
 - ② シュタイナー学校設立及び運営
 - ③ シュタイナー学校の教員養成の支援
 - ④ シュタイナー教育の啓発及び調査・研究活動
 - ⑤ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 運 営

(運営の原則)

第6条 この法人は、市民の自発的な意志に基づく非営利の団体として組織され、政府や特定団体からの支援の上限を定めることによって自主性を維持し、経理を公開し、民主的な運営を行う。

(運営規約細則)

第7条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、運営規約細則で定める。

(運営規約細則の定立及び変更)

第8条 運営規約細則の定立及び変更は、理事会で案を作成し、運営会議での検討を経て、総会の承認を得る。

第4章 会 員 ・ 会 費

(会員の種別)

第9条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 :一般及び団体
この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員:一般及び団体
この法人の目的に賛同し、主として経済的な支援を通じてこの法人の事業に参画する個人及び団体

(会員の資格)

第10条 この法人の会員は、原則として、ルドルフ・シュタイナーの教育理念に基づく学校を運営する者あるいは支援する者をもって構成する。

(会員の権利)

第11条 この法人の会員は、この法人の目的達成に必要な全ての事業に参加する権利を平等に有する。

(会員の義務)

第12条 会員は、この定款その他の運営規約細則を遵守すると共に、この法人の目的達成のため必要な事業に協力するものとする。

(入 会)

第13条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、会員の別を記載した所定の入会申し込み書により、代表理事に申し込むものとする。代表理事は、申請者が第10条に掲げる条件に適合するときには、特に正当な理由がない限り、運営会議での報告を経て、この法人への入会を認めなければならない。

(会 費)

第14条 この法人の正会員及び賛助会員は、入会時に年会費を納入する。

2 年会費の種類は次の通りとし、その額は、運営規約細則で定める。

- | | |
|-------------|----|
| (1) 正会員年会費 | 一般 |
| (2) 正会員年会費 | 団体 |
| (3) 賛助会員年会費 | 一般 |
| (4) 賛助会員年会費 | 団体 |

(会費の納入)

第15条 会費の納入期日については、運営規約細則で定める。

(会費の不返還)

第16条 会員が既に納入した会費は、これを返還しない。

(資格の喪失)

第17条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会費について、この定款第15条に定められた納入期限を超え、未納入通知後180日以内に納入しなかったとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第18条 会員は、退会の届けを代表理事に提出した上で、任意に退会することができる。

(除 名)

第19条 この法人は、次の各号のいずれかに該当する会員を除名することができる。

この場合、この法人は、その会員に事前に弁明する機会を与えた上で、理事会において3分の2以上の議決に基づき除名することができる。

- (1) 経費の支払い、その他この法人に対する義務を怠った会員
- (2) この法人の事業を妨げ、又は、妨げようとした会員
- (3) この法人の事業について不正の行為をした会員
- (4) 犯罪その他信用を失う行為をした会員

第5章 役 員

(役員の種類)

第20条 この法人は次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上15名以下
- (2) 監事 1人以上5名以下

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。但し、その選任方法については、運営規約細則で定める。

- 2 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。
- 3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

- (1) 代表理事 1名
副代表理事 1名
(代表理事、副代表理事は常任理事を兼任することができる)
- (2) 常任理事
 - (ア) 教育部門担当理事 1名以上
 - (イ) 運営部門担当理事 1名以上
 - (ウ) 事務局担当理事 1名以上
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、また当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(役員任期)

第22条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第23条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときには、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第24条 役員が次のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で、総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があると認められるとき。
- (3) その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(理事の職務)

第25条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常任理事は、この定款が定める各部門の業務を担当する。
- 4 理事は、理事会を構成し、法令・定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

(監事の職務)

第26条 監事は次の業務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産及び会計を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会、又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会又は理事会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産及び会計の状況について、総会又は理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員代表権の制限)

第27条 代表理事以外の理事は、この法人の業務についてこの法人を代表しない。

(顧問及び特別顧問)

第28条 この法人に顧問及び特別顧問を置くことができる。

- 2 顧問及び特別顧問は、理事会において選任及び解任される。
- 3 顧問は、その知識経験を生かし、この法人の運営について適時助言をする。
- 4 特別顧問は、ルドルフ・シュタイナーの思想的背景に基づく知識経験を生かし、この法人の運営について適時助言をする。

(役員報酬)

第29条 役員総数の3分の1以下の役員は、総会の議決を経て、報酬を受けることができる。

- 2 役員報酬については、理事会が定めた給与規定に基づく。
- 3 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。

第6章 教 育 部 門

(教育部門の設置)

第30条 この法人は、その目的達成に必要な事業部門として、教育部門を設置する。

(教育部門の運営)

第31条 教育部門の運営は、運営規約細則で定める。

第7章 運 営 部 門

(運営部門の設置)

第32条 この法人は、その目的達成に必要な事業を運営する運営部門を設置する。

(運営部門の運営)

第33条 運営部門の運営は、運営規約細則で定める。

第8章 事 務 局

(事務局の設置)

第34条 この法人の事務を処理するために事務局を設置する。

(事務局長及び事務局員)

第35条 事務局には事務局長1名、副事務局長1名、事務局員数名を置くことができる。

- 2 事務局長は、事務局を統括する。
- 3 事務局長は常任理事を兼ねることができる。
- 4 事務局長及び事務局員は、理事会において選任及び解任される。

(備え付け書類)

第36条 事務局は主たる事務所において、役員名簿及び定款等(定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し)を備え置かなければならない。

- 2 事務局は、毎年度初めの3ヶ月以内に、前年度における下記の書類を作成し、これらをその作成の日から5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、主たる事務所に置かなければならない。
 - (1) 前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び活動計算書
 - (2) 役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿をいう。)
 - (3) 前事業年度において当該役員名簿に記載された者のうち、報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面
 - (4) 前事業年度の末日において正会員であった10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者氏名)及び住所又は居所を記載した書面

(関 覧)

第37条 会員及び利害関係者から前条の備え付け書類の閲覧請求があったときは、これを拒む正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第9章 会 議

(会 議)

第38条 会議は、総会、理事会、及び運営会議の3種類とする。その他、必要な会議は、運営規約細則で定める。

(総会の構成)

第39条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

- 2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。
- 3 総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(総会の機能)

第40条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算の決定

- (5) 事業計画及び活動予算の変更(軽微なものと理事会が判断した場合を除く。)
- (6) 事業報告及び活動決算の報告
- (7) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (8) 年会費の額
- (9) 借入金(予算において定めるもの及びその事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。)
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第41条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第26条第1項第4号の規定により、監事からの招集があったとき。

(総会の招集)

第42条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の7日前までには会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第43条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第44条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第45条 総会における議決事項は、第42条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、議長は正会員として議決に加わる権利を有しない。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会における表決権等)

第46条 各正会員の表決権は平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は第44条、第45条第2項、第47条第1項第2号及び第64条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事に加わることはできない。

(総会の議事録)

第47条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2人以上が署名、捺印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第48条 理事をもって理事会を構成する。

(理事会の機能)

第49条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 新たな義務の負担及び権利の放棄
- (2) 事務局の組織及び運営
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第50条 理事会は、次の第1項各号に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めるとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第26条第1項第4号に基づいて招集するとき。
- 2 理事会は、前項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。
- 3 理事会を招集する場合には、会議の目的たる事項、日時、場所及び審議事項を示した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の3日前までに理事に通知しなければならない。
- 4 代表理事は第1項第2号の請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならないが、代表理事がその期間内にこれを行わないときは、請求者が自ら招集できるものとする。

(理事会の議事)

第51条 理事会の議長は代表理事がこれにあたる。

- 2 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 3 理事会の議事は、第50条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とし、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の表決権)

第52条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第53条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者については、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、捺印しなければならない。

(運営会議の設置)

第54条 この法人の運営を円滑に進めるために、運営会議を設置する。機能及び開催については、運営規約細則で定める。

第10章 資産及び会計

(資産の構成)

第55条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 年会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第56条 この法人の資産は代表理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て、代表理事が別途定める。

2 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第57条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び活動予算)

第58条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、総会の議決を経て定める。

(暫定予算)

第59条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

3 第1項の場合、総会の議決は、その事業年度開始の日から2ヶ月以内に経なければならない。この間に発生した収益及び費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(事業報告及び決算)

第60条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業計画及び活動予算の変更)

第61条 代表理事は、やむを得ない緊急の事情により前条の事業計画又は活動予算を変更しようとするときは、総会の議決を経なければならない。但し、理事会が軽微なものと判断した場合を除く。

(収入)

第62条 この法人の収入は、年会費、寄附金、補助金、事業に伴う収入その他とする。

(会計と事業年度)

第63条 この法人の会計は、一般会計のほか、必要により特別会計を設ける。

2 事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11章 定款の変更

(定款の変更)

第64条 この定款は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

第12章 解散及び合併

(解散)

第65条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第66条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第67条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第13章 雑 則

(公 告)

第68条 この法人の公告は官報においてこれを行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(委 任)

第69条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決を経て、代表理事が別途定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員任期は、第22条第1項の規定に係わらず平成13年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第57条第1項の規定に係わらず設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の会計年度は、第60条の規定に係わらず、成立の日から平成12年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の会費は、第14条の規定に係わらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員年会費 12000円(月額1000円)
 - (2) 賛助会員年会費 12000円(月額1000円)
- 6 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。(法第11条第2項)

代表理事	津吉 靖
副代表理事	中村 重郎
常任理事	新井克次郎
常任理事	脇坂 安郎
常任理事	頓宮ほのか
監事	伊田 睦子
監事	井畑 洋子
監事	西村 育子

附 則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附 則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年5月26日から施行する。

附 則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。